

2025年2月28日

各 位

会 社 名 LINE ヤ フ ー 株 式 会 社  
代 表 者 名 代表取締役社長 CEO 出澤 剛  
(コード：4689 東証プライム)  
問い合わせ先 上級執行役員 CFO (最高財務責任者)  
坂 上 亮 介  
(電話：03-6779-4900)

**(開示事項の経過及び訂正) BEENOS 株式会社 (証券コード：3328) に対する公開買付け実施  
に向けた進捗状況のお知らせ及び「BEENOS 株式会社 (証券コード：3328) に対する  
公開買付けの開始予定に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ**

LINE ヤフー株式会社 (以下「公開買付者」といいます。) は、2024年12月19日付「BEENOS 株式会社 (証券コード：3328) に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」 (以下「2024年12月19日付開始予定プレスリリース」といいます。) において、BEENOS 株式会社 (以下「対象者」といいます。) が2024年12月19日付で公開買付者との間で締結した公開買付契約に基づき、国内外の競争法令等の手続及び対応が完了していること等の前提条件が充足された場合又は公開買付者により放棄された場合に、対象者の普通株式及び新株予約権に対する公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。) を速やかに開始することを予定している旨並びに当該手続に関する国内外の法律事務所との協議等を踏まえ、2025年2月末を目途に本公開買付けを開始することを目指している旨を公表しておりました。

公開買付者は、本公開買付けの実施に向けて、日本及び台湾の競争法令等に基づく必要な手続及び対応を進めており、日本における競争法に基づく必要な手続及び対応は2025年2月17日に完了したものの、本日現在、台湾の競争法令等に基づくクリアランスの取得が完了しておりません。公開買付者は、2025年2月7日 (現地時間) 付で、台湾公平交易委員会に本公開買付けによる対象者株式の取得についての事前届出を提出し、同日付で当該事前届出が受理されており、現時点において、現地法律事務所による台湾当局実務に照らした見解を踏まえて公開買付期間の満了までに台湾の競争法令等に基づくクリアランスの取得が完了する見込みが得られる2025年3月末までに、本公開買付けを開始することを見込んでおります。

なお、台湾の競争法令等の手続及び対応に関する前提条件以外の本公開買付けに係る前提条件については、対象者の認識について本公開買付けの開始までに報告を受け、前提条件の充足の有無を確認する予定です。公開買付者は、上記のとおり、2025年3月末までに本公開買付けを開始することを見込んでおりますが、仮に、それまでに充足の有無を確認することができない前提条件又は充足されない前提条件が確認された場合には、その内容を踏まえて、前提条件の放棄の是非及び本公開買付け開始の時期等について検討いたします。本公開買付け開始の見込み時期が変更になった場合は、速やかにお知らせいたします。

本公開買付け開始のための条件が整い次第、本公開買付けを開始する場合には、本公開買付けの開始に先立ち、速やかにお知らせいたします。

また、2024年12月19日付開始予定プレスリリースの記載内容について訂正すべき事項がありました。以下のとおり、公開買付者から対象者に対する面談実施の打診日に関する記載について、一部訂正いたし

ます。

なお、訂正箇所には下線を付しております。

## 1. 買付け等の目的等

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(訂正前)

<前略>

公開買付者は、互いに重要な取引先として連携し合い、システム・商品の相互理解がある対象者との関係性の深化が越境 EC ビジネスの強化につながるとの結論に至ったことから、対象者との資本関係の構築を含めた関係性の深化の可能性を探るべく、2024年9月26日、対象者に対して面談の実施を打診し、2024年10月10日に対象者と面談の上で対象者株式の取得可能性についても打診を行ったところ、対象者より、既に別の企業との間で対象者の完全子会社化に関する協議を行っている旨を伝達されるとともに、当該検討に公開買付者も加わってもらうためとして、意向表明書の提出を要請されました。

<後略>

(訂正後)

<前略>

公開買付者は、互いに重要な取引先として連携し合い、システム・商品の相互理解がある対象者との関係性の深化が越境 EC ビジネスの強化につながるとの結論に至ったことから、対象者との資本関係の構築を含めた関係性の深化の可能性を探るべく、2024年9月27日、対象者に対して面談の実施を打診し、2024年10月10日に対象者と面談の上で対象者株式の取得可能性についても打診を行ったところ、対象者より、既に別の企業との間で対象者の完全子会社化に関する協議を行っている旨を伝達されるとともに、当該検討に公開買付者も加わってもらうためとして、意向表明書の提出を要請されました。

<後略>

② 対象者における意思決定の過程及び理由

(i) 検討体制の構築

(訂正前)

<前略>

本先行提案に関する対象者における検討の開始後、対象者は、2024年9月26日に、公開買付者より面談実施の打診を受けるとともに、2024年10月10日に、口頭により対象者株式の取得の可能性について打診を受けたため、既に別の企業との間で対象者の完全子会社化に関する協議を行っている旨を伝達するとともに、当該検討に公開買付者も加わってもらうため、意向表明書の提出を要請したとのことです。その後、2024年10月16日には、公開買付者より本取引に関する意向表明書（以下「公開買付者提案」といいます。）を受領したとのことです。

<後略>

(訂正後)

<前略>

本先行提案に関する対象者における検討の開始後、対象者は、2024年9月27日に、公開買付者より面談実施の打診を受けるとともに、2024年10月10日に、口頭により対象者株式の取得の可能性について打診を受けたため、既に別の企業との間で対象者の完全子会社化に関する協議を行っている旨を伝達するとともに、当該検討に公開買付者も加わってもらうため、意向表明書の提出を要請したとのことです。その後、2024年10月16日には、公開買付者より本取引に関する意向表明書（以下「公開買付者提案」といいます。）を受領したとのことです。

<後略>

以 上

## 【ディスクレーマー】

### 【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書を注意深くお読みいただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

### 【米国規制】

本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含みます。）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は国際会計基準（IFRS）又は日本会計基準（J-GAAP）に基づいており、米国の会計基準（US-GAAP）に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

公開買付者及び対象者（その関連者を含みます。）並びにそれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人の関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e-5条(b)の要件に従い、対象者の普通株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト上で英語で開示します。

### 【将来に関する記述】

このプレスリリースには公開買付者及び対象者、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。公開買付者は、こうした表現について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

このプレスリリースには、米国1933年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）

第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements)が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、プレスリリースの日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又は対象者(その関連者を含みます。)は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

**【その他の国】**

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。